

議案 1

1 届出内容

(新設届出：平成 31 年 2 月 22 日、根拠規定：法第 5 条第 1 項、条例審議：平成 30 年 10 月)

名 称	(仮称) 尼崎大庄川田町商業施設 A 区画			
所在地	尼崎市大庄川田町 77 番の一部			
設置者	(株) 関西ケーブズデンキ、ネットヨタ神戸 (株)			
小売業者の名称 (業態)	物品販売業を営む店舗 (家庭用電化製品、自動車販売等)			
新設年月日	令和元年 10 月 23 日			
店舗面積	3,928 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	7,593 m ² 、5,457 m ² 、13,807 m ² (うち隔地駐車場 5,604 m ²)			
用途地域 等	近隣商業地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域			
騒音に係る基準	環境基準：A、B 類型			
駐車収容台数	138 台 (全体収容台数 194 台) ≥ 必要台数 138 台 (138 台 = 計画地 95 台 + 隔地 43 台)			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
駐輪収容台数	80 台			
荷さばき施設面積	185 m ²			
廃棄物等保管容量	25.7 m ³			
営業時間	午前 9 時から午後 9 時 45 分まで			
駐車場の利用時間	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで			
駐車場の出入口の数	出入口 3 箇所、出口 1 箇所 (うち隔地駐車場出入口 1 箇所)			
荷さばき施設の利用時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで			

2 法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見の有無

尼崎市の意見の有無	意見提出あり
尼崎市の区域内に居住する者等の意見の有無	意見提出なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 138 台に対し、来客用駐車台数を 138 台確保する。

〔指針式〕 $3.928 \text{ 千m}^2 \times 1,421 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 40\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人}$
 $\times \text{平均駐車時間係数 } 0.860 \approx 138 \text{ 台}$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

〔指針式〕 $3.928 \text{ 千m}^2 \times 1,421 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 40\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人}$
 $\approx 161 \text{ 台}$

○ 商圏（店舗を中心に半径 3.0km）を 5 方面に分け、各方面別の世帯数比で 161 台/h を各地域からの経路に配分する。

ゾーン	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
ア 北東	40,558	27.0	44
イ 北西	36,811	24.4	39
ウ 直近西	3,741	2.5	4
エ 南	36,956	24.5	39
オ 東	32,531	21.6	35
計	150,627	100.0	161

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

○現況交通量調査〔平成 30 年 7 月 1 日(日)、3 日(火)〕に、上記で算出した発生台数 161 台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。

○信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。

○ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

調査地点	現況		予測 (計画店舗のみ)		予測 (近隣店舗開業後)		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
	0.617	0.573	0.680	0.649	0.804	0.786	
地点 A (浜田町 4 丁目) 平：17 時台 休：16 時台	0.76	0.77	0.76	0.77	0.76	0.77	北流入直左
	0.27	0.31	0.50	0.58	0.52	0.60	北流入右折
	0.50	0.43	0.52	0.45	0.52	0.45	東流入直左
	0.35	0.29	0.35	0.29	0.99	0.46	東流入右折
	0.62	0.66	0.83	0.89	0.86	0.92	南流入直左
	0.20	0.17	0.34	0.32	0.34	0.32	南流入右折
	0.63	0.54	0.63	0.54	0.84	0.74	西流入直左
	0.18	0.16	0.19	0.17	0.23	0.20	西流入右折

地点B (菜切山) 平：17時台 休：15時台	0.342	0.304	0.415	0.413	0.424	0.421	
	0.43	0.40	0.43	0.41	0.45	0.42	北流入直左右 東流入直左右 南流入直左右 西流入直左右
	0.30	0.21	0.33	0.24	0.33	0.24	
	0.41	0.41	0.46	0.46	0.47	0.47	
0.13	0.12	0.51	0.50	0.51	0.50		
地点C (大庄北5丁目 東) 平：17時台 休：16時台	0.305	0.268	0.319	0.285	0.389	0.352	
	0.33	0.31	0.39	0.36	0.39	0.36	東流入直左 南流入直左右 西流入直左 西流入右折
	0.17	0.09	0.17	0.09	0.17	0.09	
	0.37	0.34	0.37	0.34	0.48	0.45	
0.01	0.02	0.14	0.14	0.14	0.14		

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

□ 騒音の総合的な予測・評価

予測地点	隣接地	主な音源 () は夜間のみ	昼間		夜間	
			環境基準	等価騒音 レベル	環境基準	等価騒音 レベル
A	H= 1.2m	住宅	60 dB (C類型)	43 dB	—	—
B	H= 1.2m	警察署		47 dB		—
C	H= 4.2m	住宅	55 dB (B類型)	45 dB	—	—
D	H= 1.2m	住宅		46 dB	—	—
E	H= 1.2m	住宅	55 dB (A類型)	41 dB	—	—

※各予測地点において、騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載

→全ての地点において、環境基準を満足している。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

○指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 25.7 m³ > 指針 18.3 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量	合計
紙製廃棄物等	1日	8.2 m ³	18.3 m ³
金属製廃棄物等		0.3 m ³	
ガラス製廃棄物等		0.2 m ³	
プラスチック製廃棄物等		7.8 m ³	
生ゴミ等		1.2 m ³	
その他可燃性廃棄物等		0.6 m ³	

- リサイクル品（再利用対象物）保管施設
分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

- ① 歩行者の通行の利便の確保のための計画
 - ・敷地の一部に歩行者専用通路を確保する。
- ② 防犯・防災対策への協力
 - ・関係機関からの要請があれば検討する。
- ③ 街並みづくり等への配慮に関する事項
 - ・「景観法」、「尼崎市都市美形成条例」、「尼崎市屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠や屋外広告物について配慮する。
 - ・「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地及び建物の緑化を行う。

<必要緑化面積>

$$\text{敷地} : 8,202.85 \text{ m}^2 \times (100\% - \text{建ぺい率 } 75.01\%) \times 50\% = 1,024.946 \text{ m}^2$$

<計画緑化面積>

$$958.47 \text{ m}^2 (\text{敷地}) + 164.6 \text{ m}^2 (\text{壁面}) = \underline{1,123.07 \text{ m}^2} > 1,024.946 \text{ m}^2$$

4 法第8条第1項の規定により尼崎市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
[尼崎市] (地域産業課) ・隔地駐車場については、当該敷地から直接出入りできる構造としないこと。	・隔地駐車場については、当該敷地との境界にフェンスを設け直接出入りできる構造としません。	設置者の対応は、やむを得ないが、駐車場の利用に係る車両、歩行者等の通行の安全性・円滑性の観点からは、計画地と隔地駐車場との間にフェンスを設けない一体的な計画とすることが望ましい。
(環境保全課) ・工場や事業所等を新築する場合 早朝、夜間の荷捌きについては、苦情が寄せられるケースがある。自動車交通騒音やアイドリング音等も含め、新たに敷地内か	・夜間の営業・荷さばきは行いません。 早朝についても基本行いませんが、作業によって必要になる場合は、近隣住民に十分配慮します。また今後	設置者の対応は妥当と判断する。

<p>ら発生する騒音・振動・悪臭の伝播について、近隣への十分な配慮をされたい。</p> <p>(産業廃棄物対策担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生抑制、並びに資源化再利用を積極的に推進されたい。 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物処理法の保管基準に従い、適正に保管されたい。 産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、廃棄物処理法の委託基準に従い適正に処理されたい。 特別管理産業廃棄物が発生する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置されたい。 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は混在しないよう区分して保管し、適正に処理されたい。 使用済自動車を所有者から引取る業を行う場合又は使用済み自動車からフロン類の回収等の業を行うのであれば、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 42 条、同法第 53 条に基づき尼崎市長から登録を受けられたい。 <p>(資源循環課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の発生抑制及び資源化・再利用を積極的に推進されたい。 尼崎市一般廃棄物処理基本計画に従い適正に分別し、排出されたい。 一般廃棄物の収集運搬を他者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の委託基準に従われたい。 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は、混在しないよう区分して保管し、適正に処理されたい。 	<p>騒音に関して苦情が発生した場合は、真摯に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生抑制、並びに資源化再利用を積極的に推進します。 産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物処理法の保管基準に従い、適正に保管します。 産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、廃棄物処理法の委託基準に従い適正に処理します。 特別管理産業廃棄物が発生する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置します。 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は混在しないよう区分して保管し、適正に処理します。 使用済自動車を所有者から引取る業及び使用済み自動車からフロン類の回収等の業を行うため、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 42 条、同法第 53 条に基づき尼崎市長に登録の申請をします。 <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の発生抑制及び資源化・再利用を積極的に推進します。 尼崎市一般廃棄物処理基本計画に従い適正に分別し、排出します。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の委託基準に従い、一般廃棄物の収集運搬を他者に委託します。 産業廃棄物と事業系一般廃棄物は、混在しないよう区分して保管し、適正に処理します。 	
---	---	--

5 法第 8 条第 2 項の規定により尼崎市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
なし	—	—

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>[兵庫県警察本部交通規制課]</p> <p>1 案内誘導看板等の設置について 出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、案内誘導看板の設置箇所については、事前に尼崎南警察署長と調整されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、案内誘導看板の設置箇所については、事前に尼崎南警察署長と調整します。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>2 来退店経路について 左折出入庫とする来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口への交通誘導員の配置について (1) オープンから当分の間及び繁忙日等については、交通誘導員を配置して交通の安全を確保されたい。 (2) 出入口②・③については、必要に応じて交通誘導員を適宜配置し、左折出入庫とする車両誘導を実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左折出入庫とする来退店経路をチラシ等で周知します。 ・オープンから当分の間及び繁忙日等については、交通誘導員を配置して交通の安全を確保します。 ・出入口②・③については、必要に応じて交通誘導員を適宜配置し、左折出入庫とする車両誘導を実施します。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>4 駐車場出入口について 出入口②・③については、中央分離帯の設置されていない幹線道路に面しており、右折出入庫による渋滞及び事故誘発のおそれがあることから、道路中央部分にポストコーンを設置する等して、左折出入庫を徹底されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポストコーンの設置は、対面側の事業者と協議を行いました。同意が得られなかったため設置はできません。交通誘導員を必要に応じて適宜配置し、左折出入庫とする車両誘導を実施します。 	<p>ポストコーンの設置又は交通誘導員の常時配置等により左折出入庫を徹底すべきと考える。</p>
<p>5 駐車対策について 来店した入庫待ち車両が、店舗周辺の公道上に滞留しないように留意されたい。</p> <p>6 周辺地域の生活環境の保持について (1) 開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認されたい。 (2) 問題が発生した場合は、必要な対策を講じ、関係機関に報告されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来店した入庫待ち車両が、店舗周辺の公道上に滞留しないよう、必要に応じて交通誘導員を適宜配置し回送対応を行います。 ・開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認します。 ・問題が発生した場合は、必要な対策を講じ、関係機関に報告します。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[近畿地方整備局兵庫国道事務所]</p> <p>1 対象施設より国道2号へ乗入れ接続にあたり、事前に当事務所(神戸維持出張所)と設計の詳細を打合せの上、道路法第24条に基づく乗入れ申請を行われたい。</p> <p>2 工事期間中の工事車両及び営業開始後の集客による国道2号の渋滞等、交通障害が生じないように対策を講じられたい。</p> <p>3 交差点処理計画等については、公安委員会と十分協議すること。また、公安委員会の了解を得たことを示されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設より国道2号へ乗入れ接続にあたり、神戸維持出張所と設計の詳細を打合せの上、5/29に道路法第24条に基づく乗入れ申請を行いました。 ・工事期間中の工事車両及び営業開始後の集客による国道2号の渋滞等、交通障害が生じないように、必要に応じて誘導員を適宜配置します。 ・交差点処理計画等については、兵庫県警(公安委員会)と協議を行い、了解を得ています。 	<p>同上</p>
<p>[総合治水課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合治水条例第11条により、規模が1ha以上であって、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、総合治水条例に基づき、開発行為をあらかじめ届け出る義務がありますので、開発者におかれましては、西宮土木事務所と事前 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、規模が1ha未満となります。 	<p>同上</p>

<p>に協議されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合治水条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、雨水が浸透する舗装を施すなど、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることに努められたい。 総合治水条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、総合治水条例第 44 条により、建物又は工作物の所有者等は、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合治水条例第 21 条第 1 項の対象施設となります。雨水貯留施設等の設置の予定はありませんが、外周に緑地を設置する等の配慮を行います。 総合治水条例第 21 条第 2 項の対象施設となります。雨水貯留施設等の設置の予定はありませんが、外周に緑地を設置する等の配慮を行います。 耐水機能を建物等に備えるため、店舗の床を高くし、電気設備等も地盤より高い位置とした計画としました。 	
<p>[都市政策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m²以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。 また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m²以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業を展開されたい。 福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努めなければならない。 また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が 10,000 m²以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例に基づく緑地を確保し、緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出しました。 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業を展開に努めます。 新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させます。なお本計画の延べ面積は 10,000 m²未満です。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[景観形成室]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業計画には、景観法、尼崎市都市美形成条例、尼崎市屋外広告物条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行います。 	<p>同上</p>

7 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。3 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。特に、バス停付近の歩行者等の安全及び路線バスの円滑な運行の確保に配慮すること。また、出入口②及び③において、左折による出入庫を徹底するため、前面道路中央部へのポストコーンの設置又は交通誘導員の常時配置等を行うこと。4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案 2

1 届出内容

(新設届出：平成 31 年 2 月 25 日、根拠規定：法第 5 条第 1 項、条例審議：平成 30 年 9 月)

名 称	(仮称) 上新電機西宮河原町店			
所在地	西宮市河原町 48 番 1 ほか			
設置者	上新電機株式会社			
小売業者の名称 (業態)	物品販売業を営む店舗 (家庭用電化製品)			
新設年月日	令和元年 10 月 26 日			
店舗面積	1,737 m ²			
敷地面積、建築面積、延べ面積	3,301 m ² 、1,985 m ² 、4,504 m ²			
用途地域 等	準住居地域、第 1 種住居地域			
騒音に係る基準	環境基準：A 類型・B 類型、規制基準：－			
駐車収容台数	71 台 (全体収容台数 80 台) ≥ 必要台数 71 台			
	夜間駐車場の利用制限	－	制限後台数	－
駐輪収容台数	87 台			
荷さばき施設面積	45.0 m ²			
廃棄物等保管容量	9.0 m ³			
営業時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで			
駐車場の利用時間	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで			
駐車場の出入口の数	出入口 1 箇所、出口 1 箇所			
荷さばき施設の利用時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで			

2 法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見の有無

西宮市の意見の有無	あり
西宮市の区域内に居住する者等の意見の有無	なし

3 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数 71 台に対し、来客用駐車台数を 71 台確保する。

[指針式]

$$1.737 \text{ 千}^2 \times 1,331 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \\ \times \text{平均駐車時間係数 } 0.659 \approx 71 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

- ピーク 1 時間当たりの来店自動車台数

[指針式]

$$1.737 \text{ 千}^2 \times 1,331 \text{ 人/千}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65\% \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \approx 108 \text{ 台}$$

- 商圈（店舗を中心に半径 2.0km）を 6 方面に分け、各方面別の世帯数比で 108 台/h を各地域からの経路に配分する。

方面	世帯数 (世帯)	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
ア	9,896	11.6	13
イ	18,903	22.1	24
ウ	14,403	16.8	18
エ	10,844	12.7	14
オ	20,006	23.4	25
カ	11,460	13.4	14
計	85,512	100.0	108

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

- 現況交通量調査〔地点 A～D：平成 30 年 4 月 17 日(火)・15 日(日)、地点 E・F 平成 30 年 11 月 27 日(火)・25 日(日)〕に、上記で算出した発生台数 108 台を加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は下表のとおり。
- ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
【変更前】 地点 A (御手洗川橋) 平：17 時台 休：16 時台	0.558	0.500	0.579	0.530	
	0.528	0.438	0.528	0.438	北流入左直右
	0.619	0.584	0.638	0.603	東流入直左
	0.891	0.908	0.891	0.908	東流入右折
	0.713	0.727	0.907	0.927	南流入左直右
	0.668	0.578	0.668	0.578	西流入直左
	0.150	0.250	0.150	0.250	西流入右折

調査地点	現況		予測		下線部は 経路上の車線
	平日	休日	平日	休日	
【変更後】 地点A (御手洗川橋) 平：17時台 休：16時台	0.558	0.500	0.592	0.556	
	0.528	0.438	0.590	0.500	北流入左直右
	0.619	0.584	0.662	0.627	東流入直左
	0.891	0.908	0.891	0.908	東流入右折
	0.713	0.727	0.903	0.918	南流入左直右
	0.668	0.578	0.668	0.578	西流入直左
【変更後】 地点B (河原町) 平：17時台 休：16時台	0.386	0.378	0.394	0.399	
	0.453	0.431	0.484	0.462	東流入直左
	0.319	0.441	0.319	0.441	南流入左右
	0.447	0.383	0.447	0.383	西流入直線
【変更後】 地点C (計画地南西) 平：17時台 休：16時台	0.119	0.124	0.140	0.132	
	0.137	0.132	0.232	0.235	北流入左直右
	0.083	0.074	0.083	0.074	東流入左直右
	0.186	0.223	0.206	0.243	南流入左直右
【変更後】 地点E (計画地東) 平：17時台 休：9時台	0.021	0.032	0.021	0.032	西流入左直右
	0.226	0.260	0.269	0.304	
	0.253	0.334	0.253	0.335	北流入左直右
【変更後】 地点F (能登町) 平：18時台 休：12時台	0.233	0.246	0.254	0.269	南流入左直右
	0.277	0.254	0.438	0.398	西流入左直右
	0.476	0.500	0.497	0.523	
	0.400	0.356	0.400	0.356	北流入直左
	0.256	0.280	0.256	0.280	北流入右折
	0.555	0.635	0.567	0.648	東流入直左
	0.672	0.488	0.672	0.488	東流入右折
	0.336	0.280	0.478	0.419	南流入直左
0.229	0.309	0.229	0.309	南流入右折	
	0.574	0.551	0.580	0.557	西流入直左
	0.171	0.210	0.171	0.210	西流入右折

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の予測・評価

□ 騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源 ()は夜間のみ	昼間		夜間	
				環境基準	等価騒音 レベル	環境基準	等価騒音 レベル
A	H= 1.2m	運動公園	設備騒音	55 dB (B類型)	46.1dB	—	—
B	H= 1.2m	住宅	来客車両走行音	55 dB (A類型)	43.3dB		—
C	H= 1.2m	住宅	来客車両走行音	55 dB (B類型)	49.0dB		—
D	H= 1.2m	住宅	廃棄物収集作業音		53.0dB		—
E	H= 1.2m	住宅	来客車両走行音		51.4dB		—

※各予測地点において、騒音が最大となる高さについてのみ結果を掲載
→すべての地点で環境基準を下回っている。

このことより、周辺の生活環境に大きな影響はないと考える。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断	適
------	---

- 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針の容量を確保する。(廃棄物保管容量 9.0 m³ > 指針 8.1 m³)

廃棄物の種類	平均保管日数	予測排出量	合計
紙製廃棄物等	1 日	3.60 m ³	8.10 m ³
金属製廃棄物等		0.10 m ³	
ガラス製廃棄物等		0.10 m ³	
プラスチック製廃棄物等		3.50 m ³	
生ゴミ等		0.50 m ³	
その他可燃性廃棄物等		0.30 m ³	

- リサイクル品（再利用対象物）保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断	適
------	---

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・ 駐車場出入口とは別に、歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・ 駐車場出入口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。
- ・ 繁忙日等には、駐車場出入口に交通誘導員を配置する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・ 営業時間外は出入口を施錠し、店舗関係者以外の立入りを防止する。
- ・ 要請があれば駐車場を避難所として提供するなど、積極的に協力するよう検討する。
- ・ 従業員等による巡回を行い、防犯対策に努める。

③ 街並みづくり等への配慮に関する事項

- ・ 「景観法」、「西宮市都市景観条例」、「西宮市屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・ 「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地・建築物の緑化を行う。

<必要緑化面積>

$$\text{必要緑地面積} : 3,301 \text{ m}^2 \times (100\% - \text{建蔽率 } 60\%) \times 50\% \div 660.2 \text{ m}^2$$

<計画緑化面積>

$$662.0 \text{ m}^2 (\text{平面緑化}) > 660.2 \text{ m}^2$$

4 法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>[西宮市]</p> <p>【駐車場に係る事項】</p> <p>1 搬出入車両を含めアイドリングしないよう看板等で啓発されたい。</p> <p>2 東面道路（西第448号線）は広田小学校の通学路に指定されているため、駐車場出口に交通誘導員を配置するなど登下校時の安全確保に十分配慮されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬出入車両を含めアイドリングしないよう看板等で啓発します。 ・ 市教育委員会と協議を行い、開業時・繁忙時については駐車場出口に交通誘導員を配置し、平常時については下校時の状況を確認し必要に応じて交 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>3 対象地北側の国道 171 号は、路線バスの運行ルートになっており、敷地北側には阪急バス「広田」停留所があるため、開店前及び開店後に多数の自動車の来場が見込まれる場合は、路線バスの運行の支障とならないように円滑なバスの運行に配慮されたい。</p> <p>4 駐車場出入口に交通誘導員を配置するなど、適切な交通誘導を行われたい。</p> <p>5 来退店車両や荷さばきの車両等が周辺の生活道路内に入り込まないよう、適切な交通誘導計画を行われたい。</p> <p>6 開店後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じられたい。</p> <p>【駐輪場に係る事項】</p> <p>7 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮されたい。</p> <p>8 駐輪場の用地及び台数については、「西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例」に基づく附置義務台数を確保されたい。</p> <p>9 駐輪場の需要が増加した場合は、自己の敷地内で責任をもって駐輪場を確保されたい。</p> <p>【騒音の発生に係る事項】</p> <p>10 搬出入車両や荷物の積み下ろしに伴う騒音は、本来規制の対象ではないが、作業の時間帯を考慮し、隣接する住居から離れた場所で作業を行うなど、近隣に十分配慮されたい。</p> <p>【街並みづくり等への配慮事項】</p> <p>11 屋外広告物の設置を計画する際には、屋外広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等は周辺の景観と調和するものとし、建築物に表示又は設置する広告物については、建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状とされたい。</p>	<p>通誘導員を配置し安全確保に努めることので了承を得ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数の自動車の来場が見込まれる場合は、路線バスの運行の支障とならないように、状況に応じ駐車場出口に交通誘導員を配置するなど、円滑なバスの運行に配慮します。 状況に応じ駐車場出入口に交通誘導員を配置するなど、適切な交通誘導を行います。 来退店車両や荷さばきの車両等が周辺の生活道路内に入り込まないよう、誘導経路を周知します。 開店後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じます。 従業員の巡回等により周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保します。 駐輪場の用地及び台数については、「西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例」に基づく附置義務台数を確保します。 駐輪場の需要が増加した場合は、自己の敷地内で責任をもって駐輪場を確保します。 荷さばき作業は夜間には行いません。 屋外広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等は周辺の景観と調和するものとし、建築物に表示又は設置する広告物については、建築物の規模及び意匠との調和に配慮します。 	
---	---	--

5 法第 8 条第 2 項の規定により西宮市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

6 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>[兵庫県警察本部交通規制課]</p> <p>1 案内誘導看板等の設置について 出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、案内誘導看板の設置箇所については、事前に西宮警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路について 左折出入庫とする来退店経路を周知するように広報を徹底されたい。</p> <p>3 駐車場及び駐車場設備について 荷さばき施設の利用時に従業員駐車場からは出庫出来ないことから、来店客が駐車しないよう対策を図られたい。</p> <p>4 店舗出入口への交通誘導員の配置について (1) 繁忙日等については、交通誘導員を配置し、交通の安全を確保されたい。 (2) 通学路に面していることから、通学時間帯における学童保護対策を実施されたい。 (3) オープンから当面の間は出入口に交通誘導員を配置するとともに、周辺交通の状況によっては交通誘導員の常時配置を検討されたい。</p> <p>5 周辺交通の生活環境の保持について (1) 開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認すること。 (2) 問題が発生した場合は、必要な対策を講じ、関係機関に報告すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口を明示する案内誘導看板を設置するとともに、案内誘導看板の設置箇所については、事前に西宮警察署長と調整します。 ・ 左折出入庫とする来退店経路をチラシ等で周知します。 ・ 従業員駐車場に来店客が駐車しないよう、標示等により明示します。 ・ 繁忙日等については、交通誘導員を配置し、交通の安全を確保します。 ・ 市教育委員会と協議を行い、開業時・繁忙時については駐車場出口に交通誘導員を配置し、平常時については下校時の状況を確認し必要に応じて交通誘導員を配置し安全確保に努めることで了承を得ています。 ・ オープンから当面の間は出入口に交通誘導員を配置するとともに、周辺交通の状況によっては交通誘導員の常時配置を検討します。 ・ 開店から当分の間、周辺交通の支障の有無を確認します。 ・ 問題が発生した場合は、必要な対策を講じ、関係機関に報告します。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[近畿地方整備局兵庫国道事務所]</p> <p>1 対象施設より国道 171 号へ乗入れ接続にあたり、事前に当事務所（西宮維持出張所）と設計の詳細を打合せた上、道路法第 24 条に基づく乗入れ申請を行われたい。</p> <p>2 工事期間中の工事車両及び営業開始後の集客による国道 171 号の渋滞等、交通障害が生じないように対策を講じられたい。</p> <p>3 交差点処理計画等については、公安委員会と十分協議すること。また、公安委員会の了解を得たことを示されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西宮維持出張所と設計の詳細を打合せた上、道路法第 24 条に基づく乗入れ申請を行います。 ・ 工事期間中の工事車両及び営業開始後の集客による国道 171 号の渋滞等、交通障害が生じないように適宜誘導員等を配置し対策します。 ・ 交差点処理計画等については、公安委員会と協議を行い、了解を得ています。 	<p>同上</p>
<p>[総合治水課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合治水条例第 21 条第 1 項により、駐車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水枡を浸透枡としております。また、 	<p>同上</p>

<p>場などの広い土地を利用した施設については、雨水が浸透する舗装を施すなど、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることに努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合治水条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。 	<p>一部緑化駐車場の設置、敷地外周部に緑地の設置等により地下に浸透させる措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に雨水貯留施設等の設置の予定はありません。 	
<p>[都市政策課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m²以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。 また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m²以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業の展開をされたい。 福祉のまちづくり条例では、新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させ、既存建築物は適合に努めなければならない。(利用者の立場に立ち、誰でも使いやすい施設となるよう「福祉のまちづくりアドバイザー」が施設の点検・助言を行うチェック&アドバイス制度を活用されたい。) また、新築・既存にかかわらず、敷地内建築物の延べ面積が 10,000 m²以上あれば、バリアフリー情報を公表しなければならないので、留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全と創造に関する条例に基づく緑地を確保し、緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出しました。 兵庫県まちづくり基本条例による事業者の責務に基づき、地域と一体となったまちづくりを進める観点から、今後とも地元との十分な話し合いによる事業の展開に努めます。 新築建築物はバリアフリーに関する整備基準に適合させます。なお本計画の延べ面積は 10,000 m²未満です。 	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>[景観形成室]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業計画には、景観法、西宮市都市景観条例、西宮市屋外広告物条例が適用される。 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行います。 	<p>同上</p>

7 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。3 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、来退店車両の安全かつ円滑な出入庫及び路線バスの円滑な運行の確保を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知するとともに、通学時間帯に交通誘導員を配置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。5 建築物及び屋外広告物は、周辺環境に配慮した外観及び形態にすること。6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。